

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成19年8月20日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

目

次

ページ

規 則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 13

告 示

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業支援課） 13

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 13

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 13

○森林法による通知に代える公示……………（治山課） 14

○道路の供用の開始……………（道路課） 14

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 14

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 15

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則…………… 15

道警察本部告示

○道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程…………… 17

○特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 18

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 19

規

則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

北海道告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名 土地改良施設名 管 理 規 程 の 概 要

狩場利別土地改良区 神 丘 頭 首 工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同 丹 羽 頭 首 工 同

同 上 八 束 頭 首 工 同

同 下 八 束 頭 首 工 同

同 住 吉 頭 首 工 同

北海道告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（札内川右岸地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年9月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村・礼文郡礼文町（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

礼文町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めなし。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を名寄市役所及び関係市町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第580号のとおりである。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

名寄市風連町字東風連2364の1所在の森林について所有権を有する 中 島 陽 一

(2) 掲 示 場 所 名寄市役所

2(1) 所在が不明な者

空知郡上富良野町3882の2、3882の13、3882の14、3882の30所在の森林について所有権を有する 山 本 一 範

(2) 掲 示 場 所 上富良野町役場

3(1) 所在が不明な者

阿寒郡鶴居村字雪裡原野北27線西74の2、74の3、76の5、76の6所在の森林について所有権を有する 村 上 英 次

(2) 掲 示 場 所 鶴居村役場

北海道告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 徹別原野釧路線	釧路市阿寒町ニシベツ原野111番1地先から 釧路市阿寒町ニシベツ原野19線128番7地先まで	平成19. 9. 14

北海道告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年9月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道			
2 路 線 名	鷹栖東神楽線			
3 道路の区域				
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
上川郡東神楽町字東神楽329番9地先から	前	22.60mから	154.66m	—
上川郡東神楽町字東神楽630番3地先まで		32.00mまで		

後

22.60mから
32.00mまで

154.66m

—

後

11.00mから
30.39mまで

165.64m

—

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年 9月14日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

北海道公安委員会規則第16号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

区分 組織別		警 察 官				警察官以 外の職員	合 計	
		警 視	警 部	警部補及び 巡 査 部 長	巡 査			計
北海道警察本部		179	255	1,165	429	2,028	563	2,591
札幌市警察部		(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)
北海道警察学校		12	15	43	200	270	40	310
札幌方面警察署		98	200	2,285	1,602	4,185	263	4,448
計		289	470	3,493	2,231	6,483	866	7,349
函館方面	本 部	22	35	144	36	237	66	303
	警察署	18	39	394	211	662	52	714
	計	40	74	538	247	899	118	1,017
旭川方面	本 部	22	35	169	49	275	70	345
	警察署	27	60	591	287	965	82	1,047
	計	49	95	760	336	1,240	152	1,392
釧路方面	本 部	25	43	183	43	294	71	365
	警察署	21	48	515	300	884	69	953

	計	46	91	698	343	1,178	140	1,318
北見方面	本 部	17	32	94	22	165	51	216
	警察署	15	29	260	120	424	36	460
	計	32	61	354	142	589	87	676
合	計	456	791	5,843	3,299	10,389	1,363	11,752
注1 警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。								
2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。								
附 則								
この規則は、平成19年10月 1日から施行する。								
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。								
平成19年 9月14日								
北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子								
北海道公安委員会規則第17号								
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則								
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の								
一部を次のように改正する。								
第4条第3号中「第117条の4第8号」を「第117条の4第4号」に改める。								
第6条中「ものとする」を削る。								
第18条中「備える」を「備えるべき」に改める。								
第26条第3項中「に対し、」を「の申出により」に改める。								
第26条の3第1項を次のように改める。								
免許取得時講習は、安全運転学校又は法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定自動車教習所」という。）若しくは届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）に規定する特定届出自動車教習所（第26条の5第1項において「特定届出自動車教習所」という。）及び道路において行うものとする。								
第26条の4第2項第3号中「平成6年国家公安委員会規則第1号。」を削る。								
第26条の5第1項中「指定自動車教習所が」を「指定自動車教習所又は特定届出自動車教習所（以下「指定教習所等」という。）が」に、「当該指定自動車教習所」を「当該指定教習所等」に改め、同条第2項中「指定自動車教習所」を「指定教習所等」に改める。								
第26条の7第1項中「又は警察本部長が指定する安全運転教室」を削る。								
第29条を次のように改める。								
（講習の場所）								

第29条 指定自動車教習所職員講習は、所要の受講者を収容できる必要な教材等を整えた施設で行うものとする。ただし、当該講習のうち自動車の運転技能に関する講習は、安全運転学校又は指定自動車教習所及び道路において行うものとする。

第31条の3第1項中「安全運転学校」の次に「（指定講習機関が行う初心運転者講習にあっては、当該指定講習機関の施設）」を加える。

第36条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、更新時講習を終了した者が、当該講習受講日に施行細則別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターにおいて法第101条第1項及び第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請を行っている場合はこの限りでない。

第36条の3第1項を次のように改める。

高齢者講習は、指定教習所等及び道路において行うものとする。

第36条の4第3号イ中「第117条の4第8号」を「第117条の4第4号」に改める。

第36条の6第1項中「第3条」を「第5条」に改める。

第36条の17第3項中「施行規則第38条の2」を「講習規則第3条第1号」に改める。

第36条の22を次のように改める。

（講習の場所）

第36条の22 特定任意高齢者講習は、指定教習所等及び道路において行うものとする。

第36条の24第3項中「施行規則第38条の2」を「講習規則第3条第2号」に改める。

第36条の26第1項を次のように改める。

チャレンジ講習は、指定教習所等において行うものとする。

第44条第2項第2号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第58条第1項中「受託を」を「委託を」に改める。

第69条第4項を削る。

第70条第1項中「第8条第5号」を「第8条」に改め、同項第1号中「法第99条第1項に規定する」を削る。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第26条関係）

講 習 指 定 書			
あなたの講習は次のとおりです。携行品を忘れず時間までに出席して下さい。			
第 1 日 目		第 2 日 目	
日	時	日	時
	月 日		月 日
	午前8時45分までに出席のこと。 （講習時間は午後4時35分までです。）		午前8時45分までに出席のこと。 （講習時間は中期午後2時15分 長期午後4時35分

			までです。）	
場 所		場 所		
携 行 品	1 この運転免許停止処分書 2 免許証及び印鑑（短期のみ） 3 筆記用具	受講証明	第1日目	第2日目

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第8号（第26条関係）

第 号	
停 止 処 分 者 講 習 済 証	
住所 氏名	
上記の者は、道路交通法第108条の2第1項第3号に基づく講習を受講したことを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	
第 1 日 目	第 2 日 目
月 日	月 日

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の2中「初心者講習」を「初心運転者講習」に改める。

別記様式第10号の8中「道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する」を「運転免許に

係る講習に関する規則第1条に定める基準に適合する」に改め、「年の誕生日まで有効」を削る。

別記様式第10号の10中「規定する特定任意高齢者講習」を「定める基準に適合する講習」に改める。

別記様式第10号の11の1を別記様式第10号の11とする。

別記様式第25号を次のように改める。

別記様式第25号（第65条関係）

第	号
指 定 講 習 機 関 指 定 書	
名 称	
所在地	
道路交通法第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則第1条の規定により、貴	
を指定講習機関として指定する。	
特定講習の種別	
年	月 日
公安委員会 印	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第30号中「年の誕生日」を削り、同様式備考2の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記様式第33号を次のように改める。

別記様式第33号 削除

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3号及び第36条の4第3号イの改正規定は、道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）の施行の日から施

行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第125号

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年9月14日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

道路交通法施行細則実施規程の一部を改正する規程

道路交通法施行細則実施規程（平成2年北海道警察本部告示第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第2条－第9条）」を「（第2条・第3条）」に、「（第10条－第14条）」を「（第4条－第8条）」に、「通行及び駐車」の許可（第15条－第17条）」を「通行許可（第9条）」に、「（第18条－第23条）」を「（第10条－第15条）」に、「（第24条－第26条）」を「（第16条－第18条）」に改める。

第2条から第5条までを削る。

第6条中「標章」を「施行細則第3条の2第4項の規定により交付する標章」に、「3年」を「3年以内」に改め、同条を第2条とする。

第7条を削る。

第8条を次のように改める。

（標章の更新）

第3条 施行細則第3条の2第1項第3号力並びに第5号ウ及びエの標章の有効期間の更新をする場合の手続は、施行細則第3条の2第2項及び第3項に定めるところによる。

第9条を削る。

第10条第11号中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改め、同条を第4条とする。

第11条第2項中「建設省」を「国土交通省」に改め、同条を第5条とする。

第12条第1項第1号を次のように改め、同条第3項中「地方運輸局」を「運輸監理部長若しくは運輸支局長」に改め、同条を第6条とする。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項の軽自動車届出済証の写し

第13条を第7条とし、第14条を第8条とする。

「第4章 警察署長の通行及び駐車許可」を「第4章 警察署長の通行許可」に改める。
第15条を第9条に改める。

第16条及び第17条を削り、第18条を第10条とし、第19条から第24条までを8条ずつ繰り上げる。

第25条第1項中「北海道警察本部交通部」の次に「運転免許センター」を加え、同条を第17条とする。

第26条第1項中「前2条」を「第16条」に、「第24条」を「同条」に改め、同条第2項中「（施行規則別記様式第17の3の再試験通知書という。）」を「（施行規則別記様式第17の2の2）」に、同条第4項中「再試験移送通知書（施行規則別記様式第17の4の再試験移送通知書をいう。）」を「試験移送通知書（施行規則別記様式第17の4）」に、「再試験移送通知書」を「既に基準該当初心運転者に対し再試験に係る通知を行っているときは、試験移送通知書」に、「年 月 日再試験移送通知発送済」を「年 月 日再試験通知発送済」に改め、同条を第18条とする。

別記第1号様式中「（第12条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式注の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記第3号様式を削る。

別記第2号様式中「（第20条関係）」を「（第12条関係）」に改め、同様式注2の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第12条関係）

スパイクタイヤ使用規制適用除外車届出書			
年 月 日			
公安委員会 殿			
住所（所在地）		印	
届出者	名称		
	氏名		
	（電話	）	
届出の自動車等	種 類		型 式
	車 名		
届出の	登録（車両）番号		
自動車等	塗 色		

	使用の本拠の名称	
自動車等	住 所	
の使用者	住 所 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
届出の理由		
添 付 書 類		自動車検査証等の写し

注1 除外の適用を受けようとする自動車等欄は、自動車等の使用者が同一人の場合は別紙とすることができる。

2 規格は、A列4番とする。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「（第21条関係）」を「（第13条関係）」に改め、これらの様式注の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

別記第6号様式中「（第23条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

別記第7号様式から別記第10号様式までの様式中「（第25条関係）」を「（第17条関係）」に改め、これらの様式注の事項中「用紙の大きさは、日本工業規格」を「規格は、」に改める。

附 則

- この規程は、平成19年9月14日から施行する。
- この規程施行の際現に改正前の道路交通法施行細則実施規程に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

北海道警察本部告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成19年9月14日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成19年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号

に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成19年9月14日に一般競争入札の公告を行う札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約
- (2) 資 格 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 過去5年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 平成19年11月1日から平成20年3月31日の間に於いて、除雪作業に必要とする作業員及び除雪機械を稼働させ、次のとおり除雪業務を行うことができること。

ア 作業員及び機械を常駐（備）しない期間

トラクタショベル（ホイール型、容量1.5～1.7m³、可変ブラウ付き、運転要員を含む。）を使用し、除雪作業を行い、かつ、必要時間帯に普通作業員に従事させることができること。

イ 作業員及び機械を常駐（備）する期間

札幌運転免許試験場に次表に示す除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業に従事させることができること。

ウ 常駐（備）期間等

ア、イに係る常駐（備）期間、必要人員及び形態等については、入札説明書で説明する。

除 雪 機 械	台 数	常 備 期 間
除雪グレーダ （ブレード幅3.7m以上）	1 台	平成19年12月3日～平成20年3月19日 （平成19年12月29日～平成20年1月2日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.5～1.7m ³ 、 可変ブラウ付き）	1 台	平成19年12月2日～平成20年3月31日 （平成19年12月29日～平成20年1月2日を除く。）
トラクタショベル （ホイール型 容量1.8m ³ 以上、 可変ブラウ付き）	2 台	平成19年12月2日～平成20年3月31日 （平成19年12月29日～平成20年1月2日を除く。）
ロータリ除雪車（162kW以上）	1 台	平成19年12月3日～平成20年3月19日 （平成19年12月29日～平成20年1月2日を除く。）

ダンブトラック （積載10t以上、差枠付き）	1 台	平成19年12月3日～平成20年3月19日 （平成19年12月29日～平成20年1月2日を除く。）
	1 台	平成20年1月6日～平成20年3月19日
道路作業車（ブラシ付き）	1 台	平成19年12月3日～平成20年3月31日 （平成19年12月29日～平成20年1月2日を除く。）

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成19年9月14日から10月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

北海道警察本部告示第127号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年9月14日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち常駐委託 一式

イ 札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約のうち作業委託

（ア）調達をする特定役務（除雪作業1時間当たりの単価）

除雪グレーダによる作業

トラクタショベル（容量1.5～1.7m³）による作業

トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業

ロータリ除雪車による作業

ダンプトラックによる作業

道路作業車による作業

普通作業員による作業

(イ) 調達予定数量

除雪グレーダによる作業 242時間

トラクタショベル（容量1.5～1.7m³）による作業 362時間

トラクタショベル（容量1.8m³以上）による作業 696時間

ロータリ除雪車による作業 297時間

ダンプトラックによる作業 342時間

道路作業車による作業 208時間

普通作業員による作業 2,769時間

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び業務処理要領による。

(3) 契約期間 平成19年11月1日から平成20年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市手稲区曙5条4丁目 札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成19年北海道警察本部告示第126号に規定する札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託契約に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 平成19年10月29日 午前10時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。ただし、単価契約に係るもの（1の(1)のイ）については免除する。

6 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道警察本部総務部施設課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙の入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

(3) 交付期間 平成19年9月14日から10月12日まで

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（1の(1)のイに係るものについては、単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1の(1)のイに係るものについては、単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の1の(1)のイに係る額及び1の(1)のイに係る額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）の合計額が最低である者を落札者とする。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の(1)のイに係るものは見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を、1の(1)のイに係るものは消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 1の(1)のイに係る落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

ウ 1の(1)のイに係る消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）

エ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2304

9 Summary

A . The nature and extent of services to be procured :

a . Workers and equipment ready 24 hours a day according to the contract "Snow

Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

b . Workload according to the contract "Snow Removal on the Sapporo Driver's License Examination Center Course and Its Vicinity"

(a) Type of work to be contracted : Motorized grading : cost per hour

Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : cost per hour

Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : cost per hour

Rotary snow blowing : cost per hour

Dump truck operation : cost per hour

Operation of truck for road work : cost per hour

Miscellaneous work by unskilled laborers: cost per hour

(b) Estimated amount of work expected to be contracted :

Motorized grading : 242 hours

Tractor shovel plowing (cap. 1.5m³~1.7m³) : 362 hours

Tractor shovel plowing (cap. 1.8m³ or greater) : 696 hours

Rotary snow blowing : 297 hours

Dump truck operation : 342 hours

Operation of truck for road work : 208 hours

Miscellaneous work by unskilled laborers : 2,769 hours

B . Bid submission time and date : 10 : 30 A. M., October 29, 2007

C . For further information, please contact :

Property Management Section, Facilities Division, General Affairs Department,

Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,

Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extention 2304

